

様式第 1

意見書

平成19年 11 月 22 日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 150-0011
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふぉーらむ
氏名 モバイル・コンテンツ・フォーラム
座長 東邦 仁虎
メールアドレス info@mcf.to
電話番号 03-5468-5091
(連絡先:モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局)

「プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」に係る提案募集に関して、別紙のとおり意見を提出します。

別紙 1

「プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関する分析」に係る提案募集 に関する意見

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

意見

プラットフォーム機能の分析においては、これまでの競争政策である指定電気通信設備制度の対象である「設備」を対象とするのではなく「機能（情報）」を対象とする視点が必要であると考えます。

また、プラットフォーム機能の対象については以下の2つの区分で分析されるべきであると考えます。前者はプラットフォーム機能を利用する上位レイヤーの事業者にとって代替性のある機能を構築することは不可能である場合が想定されることからボトルネック性の存在について検証が必要だと考えるからである。

通信ネットワーク及び端末に付帯して提供される機能

通信ネットワークと端末が一体的に提供されている市場かどうかによって、代替機能の提供可能性は大きく異なるため固定通信市場と移動通信市場は分けて分析されるべきであると考えます。

上記に関わらず契約や設定等によって提供される機能

いずれにおいてもドミナント事業者に関してはその及ぼす影響の大きさを考慮した分析がされるべきであると考えます。

プラットフォーム機能の範囲については、別紙のように通信ベアラとコンテンツ・アプリケーションの間に存在するレイヤーを対象とした上で、分析対象の市場については具体的なコンテンツ・サービス毎に市場を確定して、個別のコンテンツ・サービス毎にどのプラットフォーム機能を利用しているか？その機能が制限された場合に代替することが可能であるか？既存プレイヤーの参入状況と新規参入の可能性から分析されることが適当であると考えます。

分析対象のコンテンツ・サービスについては、その事業モデルの違いから最低限以下のような分野を対象とする事が望ましいと考える。

有料課金モデルのコンテンツ配信

1. 着うたフルコンテンツ

2. ゲームコンテンツ
3. 電子書籍コンテンツ
4. 番組コンテンツ
5. 位置情報・ナビゲーション

広告モデルのコンテンツ配信

1. 着うたフルコンテンツ
2. ゲームコンテンツ
3. 電子書籍コンテンツ
4. 番組コンテンツ
5. 位置情報・ナビゲーション

他メディアとの連携サービス

物販・オークション

企業情報サイト

1. 社内業務システム
2. プロモーションサイト

もう一つの視点としては、それぞれのプラットフォーム機能の利用について制限が存在した場合、その制限を緩和することで新しい市場を創造する可能性があるか？についても分析されるべきであると考え。その場合、国民に広く普及した通信ネットワークのプラットフォーム機能と連携することで、他のメディアや機器における市場も拡大することが想定されるため他メディアとの連携による市場も十分に考慮されるべきであると考え。

プラットフォーム機能を上位レイヤーあるいは下位レイヤーどちらの視点から分析するかという点であるが、我が国の現状では、国民の財産である周波数を排他的に利用できる優越的地位にある下位レイヤー事業者による垂直統合型のモデルが進展しているため、下位レイヤーからプラットフォーム機能を經由して上位レイヤーに対しての競争阻害行為等の影響を重点的に行なうべきであると考え。

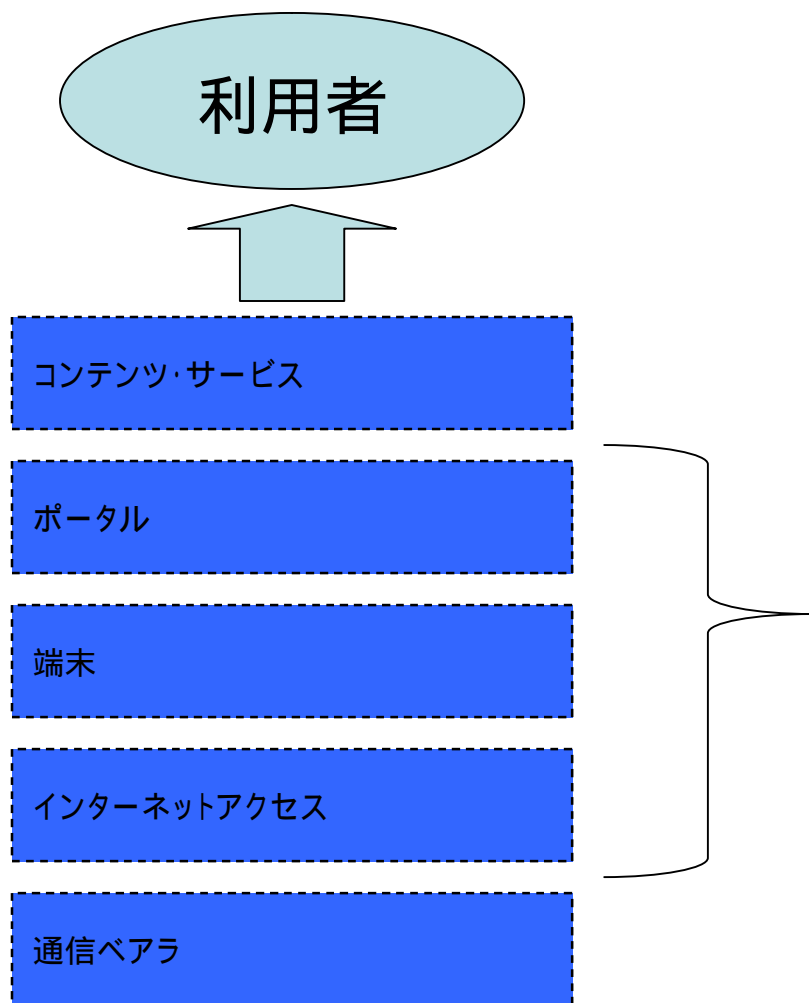
しかし、将来的には、排他的な権利をもつ上位レイヤーから下位レイヤーに対しての影響も分析されるべきであると考え。その場合考えられるシナリオとしては以下の2つが挙げられる。

特定のコンテンツ分野においてドミナントなコンテンツ事業者（特に著作権等の排他的な権利をもつ事業者）あるいは業界が協調的に、下位レイヤーに影響を及ぼすことで、他の事業者がプラットフォーム機能の利用を制限される場合

ドミナントな端末メーカーあるいは複数のメーカーが協調的に、下位レイヤーに影響を及ぼすことで、他の事業者がプラットフォーム機能の利用を制限される場合

いずれにしても、排他的な権利に基づく優越的な事業者を対象として、他の事業者がプラットフォーム機能を利用する場合に競争阻害的行為が存在していないかを分析する事が重要であると考えます。

プラットフォーム機能の範囲と具体的な機能



プラットフォーム機能の範囲

レイヤー構造においては通信ベアラとコンテンツ・サービスの間にあるレイヤーに存在する「機能(情報)」をプラットフォーム機能として定義すべきである。

- 具体的な機能
- ・加入者識別情報(ユーザーID)等の認証機能
 - ・課金機能
 - ・ポータルメニュー機能
 - ・仕様書等の情報提供機能
 - ・アプリ等のAPI機能
 - ・外部インターフェース機能(無線LAN、非接触IC等)
 - ・DRM機能
 - ・URLリンク等のブラウザ機能
 - ・PUSH型配信機能